

オンライン接見の法制度化を求める声明

- 1 法制審議会の刑事法（情報通信技術関係）部会（以下「本部会」という。）では、刑事手続のIT化の議論が進んでいる。本部会では、被疑者・被告人との「ビデオリンク方式」（対面していない者との間で、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法）による接見（電子データ化された書類の授受を含む。以下「オンライン接見」という。）を刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）第39条第1項の接見として位置付けることが検討されている。
- 2 身体の拘束を受けている被疑者・被告人にとって、刑事施設・留置施設が弁護人又は弁護人となろうとする者（以下「弁護人等」という。）の法律事務所から遠く離れている場合等を含め、身体拘束の当初から、弁護人等の援助を受けることは重要な権利である。憲法第34条前段は、弁護人の援助を受ける権利を定め、これを受け刑訴法第39条第1項は、弁護人が被疑者・被告人と立会人なく面会し、書類の授受をすることができるとする接見交通権を定めている。

現代のIT化社会では、ビデオ会議システムを用いて打合せを行ったり、電子データ化された書類の授受を行ったりすることは広く普及しており、被疑者・被告人と弁護人等がビデオ会議システムを用いて面会したり、電子データ化された書類の授受を行ったりすることも時代の要請に沿うものである。

したがって、かかる現代の状況下では、オンライン接見も、刑訴法第39条第1項の接見交通権の行使に含まれるものと解すべきである。ゆえに、オンライン接見は、権利性を有する法律上の制度として、法制審議会を経て制定され、国家予算を投じて運営されなければならない。

- 3 特に、逮捕直後の初回の接見は、身体を拘束された被疑者にとって、今後捜査機関の取調べを受けるに当たっての助言を得るための最初の機会であって、憲法上の保障の出発点を成すものであるから、これを速やかに行うことが被疑者の防御の準備のために特に重要である。

現在、日本では逮捕段階における公的弁護制度が創設されていないため、被疑者は、身体を拘束された直後の重要な時期に、弁護人等の助言を受けられず、ひいては虚偽自白や冤罪の危険に曝されるという、重大な防御上の不利益を被っている。

したがって、逮捕段階においては、身体を拘束された被疑者が、接見の要請をした直後、弁護人等から黙秘権告知等の助言を受ける必要があり、地理的条件を問題としないオンライン接見は上記を実現する制度として極めて重要な意義を有する。

また、起訴後に被告人が弁護人の法律事務所の所在地から遠隔地所在の刑事施設に移動することもあり、こうした場合、地理的な要因によって起訴後の接見が困難になることがある。そのため、公判前整理手続や公判手続の遅延を招いたり、起訴後に被告人が十分な接見を受けられなかったりする事態が生じる。裁判

員裁判や法定合議事件等の重大事件における起訴後の遠距離移送などがその例である。こうした場合も、オンライン接見を用いて、被疑者・被告人が継続的に弁護人の援助を受けられるようにする必要性が高い。

このように、現行の捜査段階の接見や公判段階の接見は、いずれも課題を抱えており、相互の問題解決のためには、遠隔地に所在する留置施設等と本庁の刑事施設等を、相互に管轄の別なく接続する必要性が極めて高い。

- 4 現に、当会では、下記のようなオンライン接見制度創設を必要とする具体的事情がある。

第1に、長崎県内には離島があり、五島警察署、新上五島警察署、壱岐警察署、対馬南警察署、対馬北警察署の5つが離島に所在している。これら離島に所在する警察署では、島外の弁護士等が接見する場合があります、その場合、船舶又は航空機の利用が必須である。特に新上五島警察署が所在する新上五島町中通島には弁護士がいないので、常に島外の弁護士等が接見する必要があり、最寄りの五島市福江島の弁護士が接見する際にも船舶の利用が必須である。そのため、悪天候による欠航等の事情により、当番弁護士派遣を含む初回接見や、受任後の接見において、迅速な接見に支障を来すことがある。

第2に、離島に限らず、弁護士が少ない地域に所在する島原警察署、雲仙警察署、川棚警察署、平戸警察署でも、別の地域の弁護士等が接見する場合があります、遠距離の移動を余儀なくされる。公共交通機関を用いる場合には、便数が少なかったり乗り換えが必要だったりして到着までに時間がかかり、やはり迅速な接見に支障を来すことがある。

第3に、当会は、長崎刑務所から、長崎拘置支所の収容業務を令和5年11月末ころ停止し、収容業務を長崎刑務所に集約する旨の通知を受けている。当会は長崎拘置支所の収容業務停止の撤回等を求める意見書を発出しているものの、万が一、通知どおり収容業務の停止が実行されると、長崎地裁本庁で行われる刑事事件の担当弁護士は、諫早市に所在する長崎刑務所まで接見に赴くことを余儀なくされる。とりわけ連日開廷されることが多い裁判員裁判においては、公判後に翌日の公判準備のため被告人と接見する必要性が高いのに、長崎市内の長崎地裁から諫早市内の長崎刑務所まで移動を余儀なくされ、長崎刑務所の閉庁時刻に伴う接見時間の制限もある中で、接見できない又は接見のための十分な時間を確保できないことが予想される。

- 5 本部会においては、捜査機関側から、オンライン接見について、実施設備に伴う人的・経済的コストの負担や、なりすまし等の危険がある等の問題が指摘されている。

しかし、新たな設備の整備等に伴い人的・経済的コストが増えるのは、令状手続のオンライン化をはじめとする刑事手続のIT化全般に妥当することであり、捜査機関側の制度では克服されるのに被疑者・被告人側の防御上の制度の局面では克服できない、というのはおかしい。本部会では、取調べ、弁解録取、勾留質問等をオンラインで行うことが具体的に検討されているが、それが可能であれば、オンライン接見も可能はずである。捜査機関の利便性のみではなく、被疑

者・被告人の人権保障を最大限に拡充する観点でも、人的物的対応体制・予算措置の拡充の議論が尽くされなければならない。

また、アクセスポイント方式を採用した現行の電話連絡制度や電話による外部交通制度において、例えば第三者が弁護士等になりすましたり、弁護士等が罪証隠滅を図ったりしたという事例は報告されていない。現代のITの進歩は目覚ましく、こうした弊害を除去するための現実的な措置は、アクセスポイント方式を例として、十分に存在しているといえる。

- 6 刑事手続のIT化の議論は、何よりも被疑者・被告人の人権保障を拡充するという観点で進められるべきである。当会は、法制審議会にて更に具体的な議論が尽くされ、オンライン接見が実現されることを強く要望する。

2023年（令和5年）7月18日

長崎県弁護士会
会長 山下 肇